

議案第69号

東郷町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の  
一部改正について

東郷町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正  
する条例を別紙のとおり定めるものとする。

令和2年8月28日提出

東郷町長 井 俣 憲 治

説 明

この案を提出するのは、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改  
正に伴い必要があるからである。

東郷町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を  
改正する条例

東郷町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年  
東郷町条例第15号）の一部を次のように改正する。

第6条第2号中「いう。」の次に「以下この条において同じ。」を加え、同条に  
次の4項を加える。

2 町長は、家庭的保育事業者等による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著  
しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと  
認めるときは、前項第2号の規定を適用しないこととすることができる。

(1) 家庭的保育事業者等と次項の連携協力を行う者との間でそれぞれの役割の分  
担及び責任の所在が明確化されていること。

(2) 次項の連携協力を行う者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするた  
めの措置が講じられていること。

3 前項の場合において、家庭的保育事業者等は、次の各号に掲げる場合の区分に  
応じ、当該各号に定める者を第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者  
として適切に確保しなければならない。

(1) 当該家庭的保育事業者等が家庭的保育事業等を行う場所又は事業所（次号に  
おいて「事業実施場所」という。）以外の場所又は事業所において代替保育が  
提供される場合 第27条に規定する小規模保育事業A型若しくは小規模保育  
事業B型又は事業所内保育事業を行う者（次号において「小規模保育事業A型  
事業者等」という。）

(2) 事業実施場所において代替保育が提供される場合 事業の規模等を勘案して  
小規模保育事業A型事業者等と同等の能力を有すると町長が認める者

4 町長は、次のいずれかに該当するときは、第1項第3号の規定を適用しないこ  
ととすることができる。

(1) 町長が、法第24条第3項の規定による調整を行うに当たって、家庭的保育  
事業者等による保育の提供を受けていた利用乳幼児を優先的に取り扱う措置そ  
他の家庭的保育事業者等による保育の提供の終了に際して、利用乳幼児に係  
る保護者の希望に基づき、引き続き必要な教育又は保育が提供されるよう必要

な措置を講じているとき。

(2) 家庭的保育事業者等による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が、著しく困難であると認めるとき（前号に該当する場合を除く。）。

5 前項（同項第2号に該当する場合に限る。）の場合において、家庭的保育事業者等は、法第59条第1項に規定する施設のうち、次に掲げるもの（入所定員が20人以上のものに限る。）であって、町長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。

(1) 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第59条の2第1項の規定による助成を受けている者の設置する施設（法第6条の3第12項に規定する業務を目的とするものに限る。）

(2) 法第6条の3第12項及び第39条第1項に規定する業務を目的とする施設であって、法第6条の3第9項第1号に規定する保育を必要とする乳児・幼児の保育を行うことに要する費用に係る地方公共団体の補助を受けているもの第16条第2項に次の1号を加える。

(4) 保育所、幼稚園、認定こども園等から調理業務を受託している事業者のうち、当該家庭的保育事業者等による給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有するとともに、利用乳幼児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、利用乳幼児の食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができる者として町長が適当と認めるもの（家庭的保育事業者が第22条に規定する家庭的保育事業を行う場所（第23条第2項に規定する家庭的保育者の居宅に限る。）において家庭的保育事業を行う場合に限る。）

第23条第2項第2号中「第34条の20第1項第4号」を「第34条の20第1項第3号」に改める。

第28条第7号イの表中「外気に向かって開くことのできる窓若しくは排煙設備（同条第3項第1号に規定する国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものその他有効に排煙することができるものと認められるものに限る。）を有する付室」を「付室（階段室が同条第3項第2号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する

構造を有するものに限る。）」に、「同条第3項第2号、第3号及び第9号」を「同条第3項第3号、第4号及び第10号」に改める。

第29条第3項及び第31条第3項中「又は看護師」を「、看護師又は准看護師」に改める。

第37条第2号中「子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）」を「子ども・子育て支援法」に改め、同条第4号中「場合」を「場合又は保護者の疾病、疲労その他の身体上、精神上若しくは環境上の理由により家庭において乳幼児を養育することが困難な場合」に改める。

第43条第1号中「第5号」を「第4号」に改め、同条第7号イの表中「外気に向かって開くことのできる窓若しくは排煙設備（同条第3項第1号に規定する国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものその他有効に排煙することができる」と認められるものに限る。）を有する付室」を「付室（階段室が同条第3項第2号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。）」に、「同条第3項第2号、第3号及び第9号」を「同条第3項第3号、第4号及び第10号」に改める。

第44条第3項中「又は看護師」を「、看護師又は准看護師」に改める。

第45条中「第6条第1号」を「第6条第1項第1号」に改め、同条に次の1項を加える。

- 2 保育所型事業所内保育事業を行う者のうち、法第6条の3第12項第2号に規定する事業を行うものであって、町長が適当と認めるもの（附則第3条において「特例保育所型事業所内保育事業者」という。）については、第6条第1項本文の規定にかかわらず、連携施設の確保をしないことができる。

第47条第3項中「又は看護師」を「、看護師又は准看護師」に改める。

附則第2条中「行う者」を「行う者（次項において「施設等」という。）」に、「第5号」を「第4号」に、「業務に」を「部分に」に改め、同条に次の1項を加える。

- 2 前項の規定にかかわらず、施行日後に家庭的保育事業の認可を得た施設等については、施行日から起算して10年を経過する日までの間は、第15条、第22条第4号（調理設備に係る部分に限る。）及び第23条第1項本文（調理員に係る部分に限る。）に改める。

る部分に限る。)の規定は、適用しないことができる。この場合において、当該施設等は、利用乳幼児への食事の提供を同項に規定する家庭的保育事業所等内で調理する方法(第10条の規定により、当該家庭的保育事業所等の調理設備又は調理室を兼ねている他の社会福祉施設等の調理施設において調理する方法を含む。)により行うために必要な体制を確保するよう努めなければならない。

附則第3条中「家庭的保育事業者等」を「家庭的保育事業者等(特例保育所型事業所内保育事業者を除く。)」に、「5年」を「10年」に改める。

附則に次の見出し及び4条を加える。

(小規模保育事業所A型及び保育所型事業所内保育事業所の職員配置に係る特例)

第7条 保育の需要に応ずるに足りる保育所、認定こども園(子ども・子育て支援法第27条第1項の確認を受けたものに限る。)又は家庭的保育事業等が不足していることに鑑み、当分の間、第29条第2項各号又は第44条第2項各号に定める数の合計数が1となるときは、第29条第2項又は第44条第2項に規定する保育士の数は1人以上とすることができる。ただし、配置される保育士の数が1人となるときは、当該保育士に加えて、保育士と同等の知識及び経験を有すると町長が認める者を置かなければならない。

第8条 前条の事情に鑑み、当分の間、第29条第2項又は第44条第2項に規定する保育士の数の算定については、幼稚園教諭若しくは小学校教諭又は養護教諭の普通免許状(教育職員免許法(昭和24年法律第147号)第4条第2項に規定する普通免許状をいう。)を有する者を、保育士とみなすことができる。

第9条 附則第7条の事情に鑑み、当分の間、1日につき8時間を超えて開所する小規模保育事業所A型又は保育所型事業所内保育事業所(以下この条において「小規模保育事業所A型等」という。)において、開所時間を通じて必要となる保育士の総数が当該小規模保育事業所A型等に係る利用定員の総数に応じて置かなければならない保育士の数を超えるときは、第29条第2項又は第44条第2項に規定する保育士の数の算定については、保育士と同等の知識及び経験を有すると町長が認める者を、開所時間を通じて必要となる保育士の総数から利用定員の総数に応じて置かなければならない保育士の数を差し引いて得た数の範囲で、保

育士とみなすことができる。

第10条 前2条の規定を適用するときは、保育士（法第18条の18第1項の登録を受けた者をいい、第29条第3項若しくは第44条第3項又は前2条の規定により保育士とみなされる者を除く。）を、保育士の数（前2条の規定の適用がないとした場合の第29条第2項又は第44条第2項により算定されるものをいう。）の3分の2以上、置かなければならない。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 議案の概要

### 1 改正理由

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令（令和2年厚生労働省令第40号）等の施行に伴い必要があるからである。

### 2 主な改正内容

- (1) 代替保育に係る連携施設の確保が著しく困難と認めるときは、連携協力を行う者を小規模保育事業（A型・B型）又は事業所内保育事業を行う者から確保すること。（第6条第2項及び第3項関係）
- (2) 家庭的保育事業者等による保育の提供終了後の受入れに係る連携施設について、町長が引き続き教育又は保育の提供を受けるために必要な措置を講じているときは、その確保を不要とすること。（第6条第4項関係）
- (3) 食事を調理し、搬入することができる外部施設として保育所等から調理業務を受託している事業者の施設を加えること。（第16条第2項関係）
- (4) 小規模保育事業所A型及び保育所型事業所内保育事業所に配置する保育士の数を緩和する等の経過措置を設けること。（附則第7条から第10条まで関係）

### 3 施行期日

公布の日から施行すること。